

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2026年1月19日(月)

今週のことば

ガバメントAI「源内」

デジタル庁が政府全体で活用する共通のAI基盤(ガバメントAI)の実現に向けて内製開発で構築した生成AI利用環境のこと。本年から他府省庁への展開を予定。

◆今週のことば◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/19(月) 赤口 旧暦12月1日、高市首相が衆院解散表明
20(火) 先勝 大寒、納期特例を受けた企業の源泉所得税の納付期限
21(水) 友引
22(木) 先負 日本銀行の金融政策決定会合
23(金) 仏滅 通常国会召集
24(土) 大安 スキージャンプW杯女子札幌大会
25(日) 赤口 大阪国際女子マラソン

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

1/12(月) 成人の日

13(火)	53,549	△1609	158.93	▼1.45
14(水)	54,341	△792	159.17	▼0.24
15(木)	54,110	▼231	158.58	△0.59
16(金)	53,936	▼174	158.16	△0.42

医療費控除の適用を受ける場合は

本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費の合計が年間10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合、その超えた金額を所得控除（最高200万円）できる医療費控除を適用できます（OTC医薬品の購入費を対象とした「セルフメディケーション税制」との選択適用）。

対象となる医療費は、診療や治療のために直接必要な費用で、その年に実際に支払った金額（保険金等がある場合は差し引く）となります。なお、保険適用かどうかに問わらず対象となります。病気予防や美容目的の場合などは対象外です。

◆医療費控除の対象となる費用は

◎市販医薬品の購入費……風邪等を治療するための医薬品は対象ですが、ビタミン剤などは対象外です。

◎通院費……電車やバスなどの交通機関を利用した場合の交通費は対象ですが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代などは対象外です。なお、タクシーの利用は、電車等を利用できない場合や急を要する場合であれば対象となります。

◎入院費……入院の際の部屋代や食事代、病状などにより個室の使用が必要な場合の差額ベッド代（本人都合の場合は除く）は対象ですが、身の回り品（寝巻や洗面具等）の購入費などは対象外です。

◎予防接種の費用……病気予防の費用は対象外です。

◎健康診断等の費用……原則、対象外です。ただし、健診等で発見された疾病を治療する場合は健診等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療であれば対象です。

◎海外旅行先で支払った医療費……現地の医師に怪我等の治療費を支払った場合も対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201503

所得税とは違う個人住民税の非課税ライン

令和7年分の所得税については基礎控除と給与所得控除の最低保障額の引上げにより、所得税が非課税となる給与収入は年収160万円以下となりましたが、個人住民税については基礎控除の改正ではなく、令和7年分の所得を基に計算される令和8年度分の個人住民税（所得割）が非課税となるのは110万円以下となります。

また、令和8年度税制改正大綱では、令和8・9年分の所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額をさらに引上げて年収178万円以下が非課税となる予定ですが、個人住民税は令和7年度改正と同様に基礎控除の改正ではなく、非課税となるのは119万円以下となる予定です。

4月から始まる子ども・子育て支援金制度

本年4月から子育て世帯に対する支援（給付）の財源として「子ども・子育て支援金制度」が段階的に始まり、加入する医療保険（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療）の保険料とあわせて支援金が徴収されます。

負担する支援金額は加入する医療保険や所得によって異なりますが、被用者保険（協会けんぽや健保組合など）の加入者の場合は「標準報酬月額×支援金率（令和8年度は0.23%）」で計算され、健康保険料と同様に労使折半となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の適用を受ける場合は

医療費控除は、1月～12月の間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が一定額を超える場合に、所得控除が受けられる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書等を基に「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を添付した確定申告書を提出する必要があります。

◆医療費控除の金額の計算

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額です（最高200万円）。

【（実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額）－10万円※】

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

◎医療費を補填する保険金等がある場合

生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、出産育児一時金などの補填される金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引きます。

◎未払いの医療費がある場合

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払われた医療費に限られます。未払となっている医療費は実際に支払われた年に医療費控除の対象となります。

◎クレジットカードにより医療費を支払った場合

クレジットカード会社の引き落としの日ではなく、病院等への支払を精算した年の医療費控除の対象となります。なお、金利及び手数料相当分は医療費控除の対象なりません。

◆医療費控除の対象になる費用、対象にならない費用

医療費控除の対象となる医療費とは、医師等に支払う診療・治療の費用や、通院費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などで、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。なお、病気予防や健康増進、美容を目的とした費用は対象外です。

◎市販の医薬品の購入費用

風邪などを治療するための医薬品の購入費用は対象となります。ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入費用は対象外です。

◎入院費用

入院の際の部屋代や食事代は対象になりますが、寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用、医師等に対するお礼は対象外です。なお、個室に入院した際の差額ベッド代は、病状などにより個室を使用する必要がある場合は対象ですが、本人や家族の都合で個室を使用する場合は対象外です。

◎通院のための交通費

バス、電車等の交通機関を利用した場合（子供の通院に付添が必要な場合などは付添人の交通費も含む）は対象になりますが、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。なお、タクシー代は電車・バス等が利用できない場合や症状からみて急を要する場合は対象です。

◎健康診断・人間ドック等の費用

疾病的治療を行うものではないので、原則として対象外となります。ただし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その疾病的治療を行った場合には、健康診断等の費用も対象となります。

◎歯の治療費

保険適用がない材料（金やポーセレンなどの一般的なもの）を使用した治療なども対象になります。また、歯列矯正の費用は年齢や矯正の目的などからみて必要と認められる場合は対象になりますが、容ぼうを美化するための費用は対象外です。

◎マッサージ代やはり代

治療のためのマッサージ代やはり代は対象になりますが、健康維持の場合は対象外です。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は対象となります。

◎不妊症の治療費や人工授精の費用

医師による不妊症の治療費及び人工授精の費用は対象となります。

◎寝たきりの者のおむつ代

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている者のおむつ代は対象となります（おむつ使用証明書等が必要）。

◎海外旅行先で支払った医療費

怪我などで現地の医者に支払った医療費も対象になります。なお、外国通貨で支払った場合は、支払日における外国為替の電信売相場と電信買相場の仲値で円換算した金額を医療費とします。